

証券投資信託約款変更のお知らせ

このたび、当社では、下記の追加型証券投資信託につきまして、平成 22 年 8 月 25 日をもって投資信託約款の一部を変更する予定ですので、当該投資信託約款の規定に基づきお知らせします。

1. 対象となる証券投資信託の名称

- 野村資産設計ファンド 2015
- 野村資産設計ファンド 2020
- 野村資産設計ファンド 2025
- 野村資産設計ファンド 2030
- 野村資産設計ファンド 2035
- 野村資産設計ファンド 2040

2. 約款変更の理由

各ファンドにおいて、主要投資対象に「新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド」および「新興国株式マザーファンド」の受益証券を追加する予定です。エマージング諸国が経済発展により経済規模、市場規模ともに世界の中で一定のウエイトを占めるようになってきた現状を踏まえ、長期投資を基本として資産配分を決定している各ファンドにおいて、このような市場構造の変化に対応して、長期的な成長市場であるエマージング市場へ投資を行なえるようにすることで、各ファンドの長期的なパフォーマンス向上に資するものと考えております。

3. 約款変更の内容

下線部 _____ は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
運用の基本方針 1. 基本方針 <略> 2. 運用方法 (1) 投資対象 親投資信託である「国内債券 NOMURA-BPI 総合マザーファンド」、「外国債券マザーファンド」、「 <u>新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド</u> 」、「国内株式マザーファンド」、「外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド」、「 <u>新興国株式マザーファンド</u> 」、「J-REIT インデックス マザーファンド」、「海外 REIT インデックス マザーファンド」の受益証券を主要投資対象とします。なお、将来の市場構造の変化等によっては、主要投資対象の追加が行なわれる場合があります。 (2) 投資態度 ①～② <略> ③ 安定運用開始時期以降は、各マザーファンド受益証券への基本投資割合は以下を基本とします。なお、家計や市場の構造変化等を考慮し、以下の基本投資割合が変更となる場合があります。 国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド受	運用の基本方針 1. 基本方針 <同左> 2. 運用方法 (1) 投資対象 親投資信託である「国内債券 NOMURA-BPI 総合マザーファンド」、「外国債券マザーファンド」、「国内株式マザーファンド」、「外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド」、「J-REIT インデックス マザーファンド」、「海外 REIT インデックス マザーファンド」の受益証券を主要投資対象とします。なお、将来の市場構造の変化等によっては、主要投資対象の追加が行なわれる場合があります。 (2) 投資態度 ①～② <同左> ③ 安定運用開始時期以降は、各マザーファンド受益証券への基本投資割合は以下を基本とします。なお、家計や市場の構造変化等を考慮し、以下の基本投資割合が変更となる場合があります。 国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド受

<p>益証券：60% <u>外国債券マザーファンド受益証券および新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド受益証券の合計：10%</u> 国内株式マザーファンド受益証券：10% <u>外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド受益証券および新興国株式マザーファンド受益証券の合計：10%</u> J-REIT インデックス マザーファンド受益証券：5% 海外 REIT インデックス マザーファンド受益証券：5% ④～⑤ <略> (3) 投資制限 <略> 3. 収益分配方針 <略></p> <p>（有価証券および金融商品の指図範囲等） 第 16 条 委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド」、「外国債券マザーファンド」、「<u>新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド</u>」、「国内株式マザーファンド」、「外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド」、「<u>新興国株式マザーファンド</u>」、「J-REIT インデックス マザーファンド」、「海外 REIT インデックス マザーファンド」の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限るものとし、本邦通貨表示のものに限るもの）に投資することを指図します。<以下、略> ② <略></p>	<p>益証券：60% 外国債券マザーファンド受益証券：10%</p> <p>国内株式マザーファンド受益証券：10% 外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド受益証券：10%</p> <p>J-REIT インデックス マザーファンド受益証券：5% 海外 REIT インデックス マザーファンド受益証券：5% ④～⑤ <同左> (3) 投資制限 <同左> 3. 収益分配方針 <同左></p> <p>（有価証券および金融商品の指図範囲等） 第 16 条 委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド」、「外国債券マザーファンド」、「国内株式マザーファンド」、「外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド」、「J-REIT インデックス マザーファンド」、「海外 REIT インデックス マザーファンド」の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限るものとし、本邦通貨表示のものに限るもの）に投資することを指図します。<同左> ② <同左></p>
--	--

4. 変更の適用予定日

平成 22 年 8 月 25 日

5. 諸手続きについて

上記の約款変更についてご異議のある受益者は、平成 22 年 6 月 25 日から平成 22 年 7 月 26 日までに、委託者である当社に対し、書面によりその旨をお申し出下さい。

各ファンドにつき、上記期間内にご異議のお申し出のあった受益者の当該投資信託約款に係る受益権の口数が、平成 22 年 6 月 25 日における受益権の総口数の二分の一を超えない場合は、約款変更の届出を行ない、平成 22 年 8 月 25 日をもって上記の約款変更を適用することを予定しております。

約款変更することとなった場合、ご異議のお申し出のあった受益者は、自己に帰属する受益権を公正な価額（原則として、受託会社で受益者からの買取請求必要書類を受理した日の翌営業日に算出される解約価額とさせていただきます。）で、当該ファンドの受託会社に対し、平成 22 年 8 月 4 日から平成 22 年 8 月 24 日までに当該受益権に係る投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

なお、平成 22 年 6 月 25 日を過ぎて取得した受益権（平成 22 年 6 月 24 日以降に取得のお申込みを受け付けた分（平成 22 年 6 月 22 日及び 23 日にスイッチングのお申込みを受け付けた分を含みます。)) については信託約款の変更にご異議をお申立てる権利はございませんのでご注意ください。

以上

平成 22 年 6 月 25 日

東京都中央区日本橋一丁目 12 番 1 号
野村アセットマネジメント株式会社